

# 総務省

Ministry of  
Internal Affairs  
and Communications



March  
2013  
Vol.147

3月号

特集 平成25年3月1日(金)~7日(木)

## 春季全国火災予防運動 を実施します!



MIC FOCUS

国民視点の行政を実現する!

### 行政評価局調査

地方のかがやき

徹底したマーケティングで  
子育て世代が住みたくなるまちへ

### 千葉県 流山市

今月の  
キーワード

# 日本統計年鑑

【日本統計年鑑】にほんとうけいねんかん  
官公庁や民間調査機関などが実施又は作成している統計調査、業務統計及び加工統計から国土、人口、経済、社会、文化などの基本的なデータを選択し、編集している総合統計書。毎年11月刊行。



岩倉具視が明治4年に岩倉使節団として欧米諸国を訪問したときに、日本を紹介する総合統計書として「日本国勢要覧」を持って行ったんだって。これが「日本統計年鑑」の始まりと言われているんだ。日本の総合統計書として、長い歴史があるんだね。

# 総務省

Ministry of  
Internal Affairs  
and Communications



March 2013 Vol.147  
2013年3月1日発行

3月号

## CONTENTS

3 キーワードで日本がわかる!  
日本統計年鑑

4 **特集** 平成25年3月1日(金)~7日(木)  
春季全国火災予防  
運動を実施します!

## MIC FOCUS

8 国民視点の行政を実現する!  
行政評価局調査

## MIC NEWS

12 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による  
独立行政法人評価

14 地域メッシュでみる日本のすがた  
人口の分布が詳細にわかります

16 外国にいても日本の国政選挙に投票ができます  
「在外選挙制度」をご存知ですか?

18 政治家の寄附は禁止、有権者が  
求めることも禁止されています

## 地方のかがやき

20 徹底したマーケティングで  
子育て世代が住みたくなるまちへ  
千葉県 流山市

## 日本統計年鑑



## ほかにはどんな総合統計書があるの?

### 日本の統計 (毎年3月刊行)

我が国の国土、人口、経済、社会、文化などに関して基本的な統計を選び、手軽に利用しやすい形に編集したものです。

### 日本の統計 2013



### 世界の統計 (毎年3月刊行)

世界各国の人口、経済、社会、文化などの実情や世界における我が国の位置付けを知るために参考となる様々な統計を、簡潔に編集したものです。

### 世界の統計 2013



### Statistical Handbook of Japan (毎年8月刊行)

統計を通じて我が国の最近の実情を分かりやすく紹介した英文の刊行物です。人口、経済、社会、文化などの各分野について、統計表・グラフ・地図・写真を交えて解説しています。

### STATISTICAL HANDBOOK OF JAPAN 2012



### PSI (ポケット統計情報) 年報 (毎年10月刊行)

我が国の人口、経済、社会等の水準・構造等に関する基本的な統計データをコンパクトに編集したものです。スマートフォンでも見ることができます。



総合統計書

検索

詳しくは、総務省統計局のホームページをご覧ください。  
<http://www.stat.go.jp/training/3henshu/3.htm>

詳しくは  
となりのページへ

平成24年度 全国統一防火標語  
**消すまでは 出ない 行かない 離れない**

平成25年3月1日(金)~7日(木)

**春季全国火災  
 予防運動  
 を実施します!**

平成23年の1年間に、全国で発生した火災の総件数は、50,006件。  
 1日あたり約137件の火災が発生していたことになります。  
 火災を未然に防ぐために、国民一人ひとりが、防火意識を高めることが大切です。

**年間千人以上が  
 住宅火災の犠牲に**

火災による総死者数は1766人、このうち、一般住宅・共同住宅・併用住宅などの住宅火災による死者数は、放火自殺者などを除くと1070人となり、半数以上を占めています。住宅火災による死者数は徐々に減少していますが、9年連続で千人を超えているなど、尊い生命が失われる状況が、依然として続いています。火災による犠牲者を減少させ、財産の損失を防ぐためには、日頃から一人ひとりが生活の中で、火災を未然に防ごうという防火意識を高めることが大切です。

消防庁では、今年も3月1日(金)から7日(木)までの7日間、「春季全国火災予防運動」を実施します。また、今回の火災予防運動では、平成23年6月に住宅用火災警報器の設置が全国で義務化されたことから、未設置世帯に対する働きかけ及び適切な維持管理に関する周知事項をはじめ、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた「住宅防火 いのちを守る7つのポイント」



イント」を活用し、総合的な住宅防火対策の推進について積極的な広報を行うこととしています。

なお、気象条件等の関係から一部道県においては時期をずらして実施します。

・北海道	4月20日～4月30日
・青森県	4月8日～4月14日
・秋田県	4月7日～4月13日
・山形県	4月9日～4月22日
・新潟県	4月1日～4月7日
・富山県	3月20日～3月26日
・石川県	3月20日～3月26日
・福井県	3月20日～3月26日
・長野県	4月6日～4月12日

(岳北消防本部) / (岳南広域消防本部)  
 4月13日～4月19日  
 (岳北消防本部)

**住宅防火 いのちを守る 7つのポイント**

**対策 1** 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

**対策 2** 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。

**対策 3** 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

**対策 4** お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

**習慣 1** 寝たばこは、絶対やめる。

**習慣 2** ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

**習慣 3** ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



防火広報リレーマラソン (千葉県安房郡市消防本部)

## 防災品の普及について

平成23年6月から、火災の発生を感知し知らせる住宅用火災警報器の設置が全ての住宅に義務付けられました。死者発生原因の約6割が逃げ遅れであり、住宅用火災警報器を設置することで、火災を早期に覚知し、初期消火・通報・避難等の行動が素早く行えるようになります。

併せて、火災の際に着火物となりやすいものを燃えにくい防災品とすることも効果的な対策です。住宅火災による死者のうち、着火物が判明しているものに限ると、寝具類及び衣類に着火した火災による死者数は約4割を占めます。



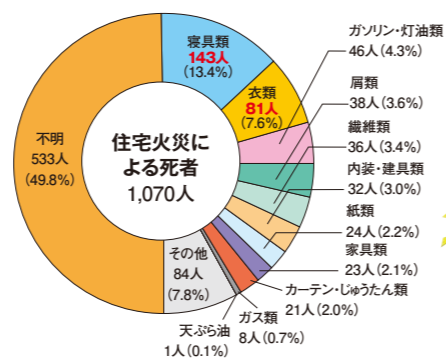
防災品と非防災品  
(パジャマ)の比較燃焼実験  
[同時着火1分経過の状況]

防災品には、火災の際に着火物となりやすいパジャマ、シーツ、エプロン、カーテン、布製のブラインド、じゅうたん、枕や布団などがありますが、たばこライターなどの小さな火に接しても容易に燃え上がらず、また、火源を離せば自然に消火するよう処理されています。

また、住宅火災による死者のうち、65歳以上の高齢者の割合は年々増加する傾向にあり、平成20年以降連続で6割を超えています。防災品を使用することにより、高齢者や身体が不自由な方の避難時間を確保することができるだけでなく、着衣着火等の逃げ切れない火災による死者の発生を低減する効果が期待されます。

我が家から火災を出さない、家族を火災から守るためにも、住宅用火災警報器の設置と合わせて、防災品の使用に努めましょう。

### 住宅火災の着火物別死者数 (放火自殺者等を除く 平成23年中)



「着火物が判明しているもの」に限ると、寝具類及び衣類に着火した火災による死者数(224名)で約4割を占めます。



危ない!  
火がついちやうよ!

こんろを使うときは、  
衣服が火に触れない  
ように十分な注意を!

## 使わなくなった消火器はリサイクル窓口へ

使わなくなった消火器を放置していませんか。

消火器を屋外や水回りなどの湿気の多い場所に長い間放置すると腐食が進み、十分に機能しなかったり、破裂して事故につながる危険があります。

消火器は、お近くの消火器販売店などのリサイクル窓口への持ち込みや回収依頼、または郵送することでリサイクルができます。

使わなくなった消火器や、サビや変色などの腐食、キズやへこみのある消火器をお持ちの方は、放置せずにリサイクルをお願いいたします。

詳しいリサイクルの方法、お近くのリサイクル窓口については、消火器販売店または下記にお問い合わせください。

### (株)消火器リサイクル推進センター

ホームページ <http://www.ferpc.jp/> 代表電話 03-5829-6773



長い間放置され腐食の進んだ消火器



防災フェスタ2012 (青森県八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部)



防火フェスティバル (北海道滝川地区広域消防事務組合消防本部)



温泉街での消防訓練 (愛知県蒲郡市消防本部)



防火パレード (茨城県大子町消防本部)



町内自治会ぐるみの防災訓練 (広島県東広島市消防局)



特別養護老人ホームでの防災訓練 (岡山県美作市消防本部)

# 鳥獣被害防止対策に関する 行政評価・監視

勧告日：平成24年10月30日 勧告先：農林水産省、環境省

鳥獣の生息分布域の拡大、里山の荒廃や耕作放棄地の増加等に伴い、農林水産業等への鳥獣被害が全国に及んでおり、平成23年度は被害金額226億円、被害量71万トンと年々深刻化しています。

そこで、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進し、鳥獣による農作物被害を軽減する観点等から、国・地方公共団体における被害防止対策の実施等について必要な改善措置を勧告しました。

## 効果的な被害防止計画の作成

### 問題点

- 都道府県の予算の制約で経年的な生息調査が実施できない例
- 被害額が過大に算出される可能性が高い計算を行っている例
- 関係市町村の被害防止計画の捕獲計画数の合計が、県内全体の捕獲目標を定めた特定計画の約2倍と乖離している例 など

### 勧告事項

- 鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用して都道府県が生息調査等を実施できるようにすること。(農林水産省)
- 被害状況把握・算出が的確に行われるよう市町村を支援すること。(農林水産省)
- 被害防止計画と特定計画とが整合性の取れた妥当なものとなるよう、都道府県及び市町村を支援すること。(農林水産省、環境省)

## 被害防止対策の効果的な実施等

### 問題点

- 関係自治体が連携せずに個別に行った対策の結果、群れが分裂し被害が拡大している例
- 被害軽減目標が未達成にもかかわらず、必要な改善計画の作成指導が未実施の例 など

### 勧告事項

- 広域的な被害防止計画の作成等の取組を支援すること。(農林水産省、環境省)
- 目標達成状況に係る評価結果が、改善計画作成等に適切に反映されるよう必要な措置を講ずること。(農林水産省)

## 鳥獣保護・管理の的確な実施

### 問題点

- 鳥獣の捕獲許可権限を委譲された市町村において、許可数を超える捕獲が、改めて許可申請が行われることなく実施されている例
- 環境省の定める捕獲許可申請者名簿様式には狩猟免許に関する記載欄がないため、免許の確認を行わないまま捕獲許可を与えている例 など

### 勧告事項

- 許可権限を委譲された市町村において、許可申請及び審査が適切に行われるよう助言すること。(環境省)
- 申請者の適格性を確実に確認できるよう、申請書類の様式の見直しなど必要な措置を講ずること。(環境省)

# 国民視点の行政を実現する! 行政評価局調査

## 現在調査中のテーマ

調査テーマ	調査時期
農地の保全及び有効利用	H23.10.3～
ワーク・ライフ・バランスの推進*	H23.12.1～
医薬品等の普及・安全	H24.1.13～
高齢者の社会的孤立の防止対策等	H24.1.13～
外国人の受入れ対策 (技能実習制度等中心)	H24.3.23～
申請手続に係る国民負担の軽減等 (東日本大震災関連中心)	H24.4.10～
農地公共事業 (農業水利施設中心)	H24.8.1～
医療安全対策	H24.8.1～
消費者取引*	H24.12.3～
契約における実質的な競争性の確保 (役務契約中心)	H24.12.3～
科学研究費補助金等の適正な使用の確保	H24.12.3～
特別の法律により設立される民間法人等の指導監督	H24.12.3～
震災対策の推進 (災害応急対策中心)	H24.12.3～

\*印を付したテーマは、複数府省にまたがる政策の評価である。

## 最近勧告またはフォローアップを行った調査テーマ

調査テーマ	勧告日	フォローアップ	
		1回目公表	2回目公表
食品表示に関する行政評価・監視 -監視業務の適正化を中心として-	H22.9.3	H23.7.26	H24.11.8
貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視	H22.9.10	H23.5.27	H24.8.10
職員研修施設に関する調査	H22.12.10	H23.9.30	H24.12.14
製品の安全対策に関する行政評価・監視	H24.6.22	H23.9.30	H24.10.30
検査検定、資格認定に係る利用者の負担軽減に関する調査	H23.10.14	H24.8.22	-
児童虐待の防止等に関する政策評価	H24.1.20	H24.9.14	-
公共職業安定所の職業紹介等に関する行政評価・監視 -一般職業紹介業務を中心として-	H24.1.31	H24.12.18	-
社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視	H24.2.3	H24.9.11	-
国から補助・委託等を受けている公益法人に関する調査	H24.7.31	-	-
鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視	H24.10.30	-	-

## 行政評価局調査とは?

行政評価局調査とは、各府省の業務や複数府省にまたがる政策の実施状況について調査を行い、各府省では見出しえない課題や問題点を把握・分析し、その結果を基に、関係府省へ見直しや改善事項を指摘することで、よりよい行政へつなげていくものです。具体的には、①調査テーマの選定、②調査の実施、③改

善事項の指摘(勧告)、④指摘後の改善状況の検証(フォローアップ)、という一連の活動によって行われています。調査テーマは、内閣の重要方針を踏まえ、行政分野を聖域なくカバーしつつ選定しています。今回は最近勧告を行った鳥獣被害防止対策に関する調査と、フォローアップを行った調査2件を紹介いたします。

# 貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視（2回目のフォローアップ）

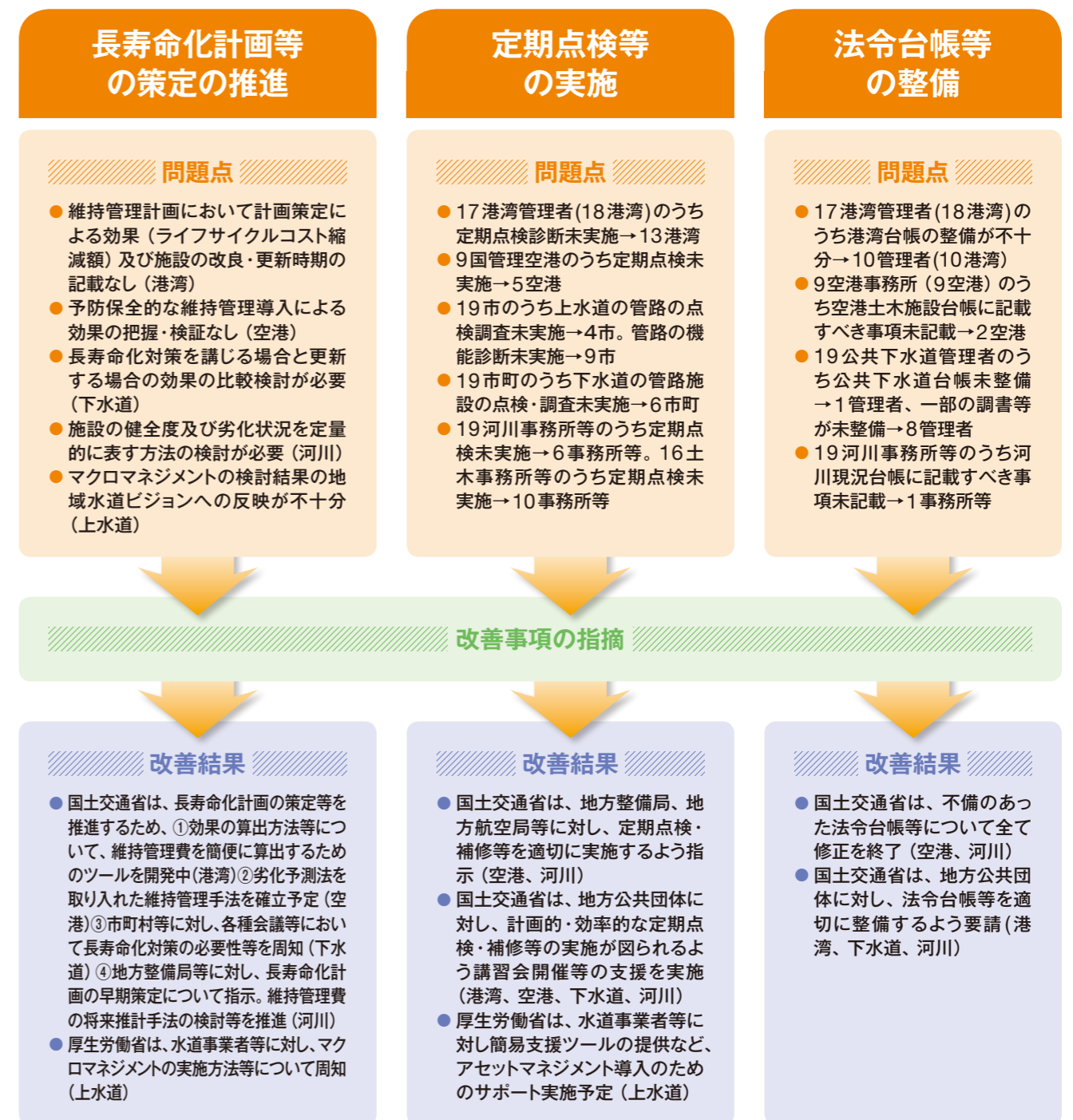
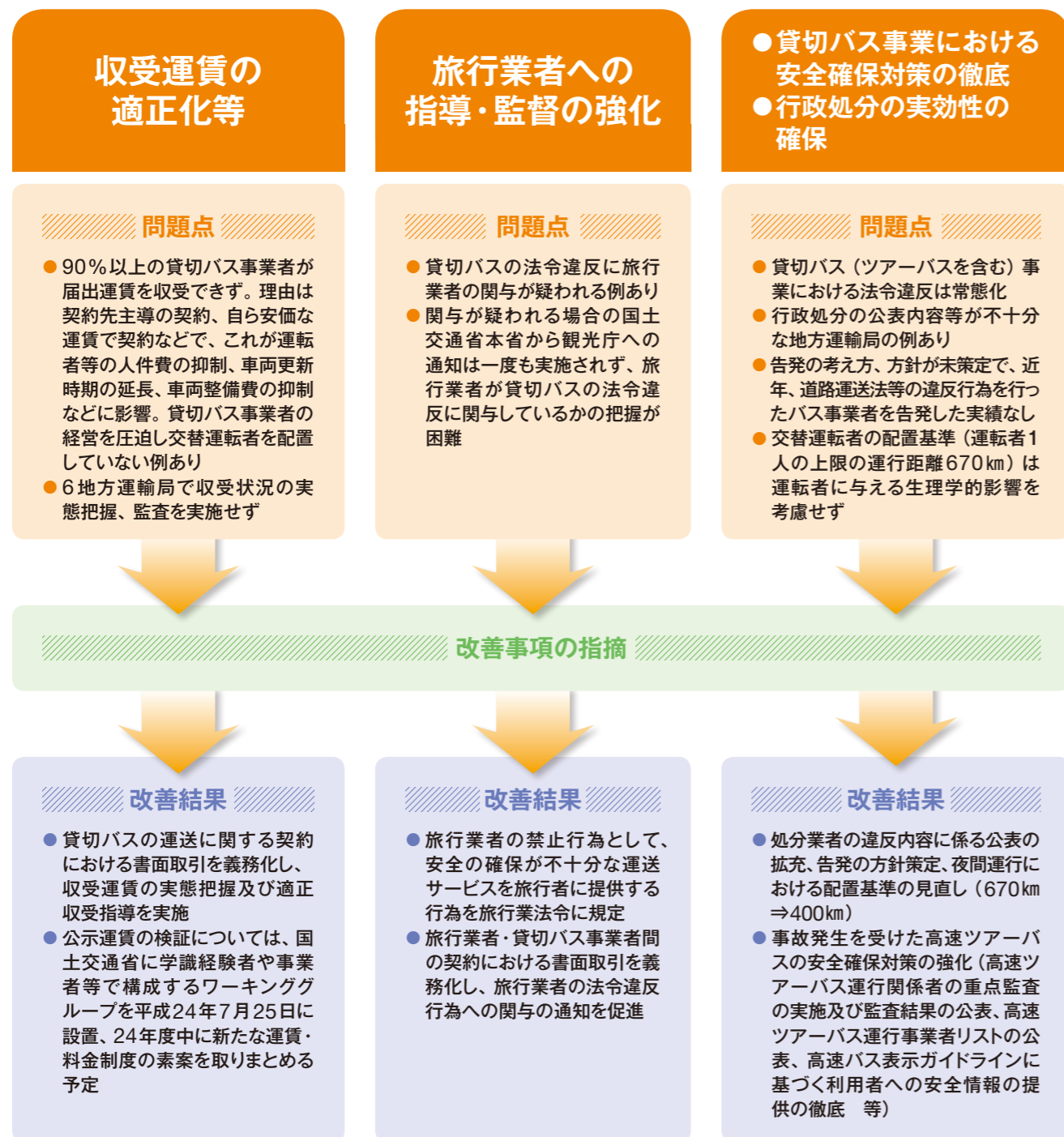
勧告日：平成22年9月10日 勧告先：国土交通省  
1回目の回答日：平成23年5月19日 2回目の回答日：平成24年8月6日

貸切バス事業は国民に幅広く利用される一方、旅行者等から無理な旅行計画を提示されるなどし、安全対策が不十分で、運転者の過労が原因の死傷事故も発生。このため貸切バス事業者の安全確保対策の実施状況や旅行者等との運送契約の締結状況、貸切バス事業者に対する指導・監督の実施状況等を調査。この勧告への1回目のフォローアップから約1年後、関越自動車道で運転者の居眠りによる高速ツアーバス死傷事故が発生。前回に引き続き、勧告に対しどのような改善措置が実施されたかを公表しました。

# 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視（1回目のフォローアップ）

勧告日：平成24年2月3日 勧告先：国土交通省、厚生労働省  
回答日：国土交通省（平成24年9月7日）、厚生労働省（平成24年9月6日）

我が国の社会資本は高度経済成長期に集中的に整備され、現在、これらの老朽化が急速に進行する一方、維持管理状況、長寿命化計画等の策定状況等を調査し、勧告。この勧告を踏まえた改善措置について調査・公表しました。



政独委の行う独立行政法人評価は、  
①勧告の方向性、②二次評価の2本の柱で成り立っています。

指摘の具体例

日本高速道路保有・債務返済機構  
(国土交通省所管)

- 中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故の重大性に鑑み、国及び機構は、事故に関する調査・検討委員会の検討状況を踏まえ、高速道路会社と一体となって高速道路の安全性を一層向上
- 機構から高速道路会社に対する高速道路貸付料の算定の仕組みにおける高速道路会社等の利益剰余金(平成23年度末現在約2,061億円)の在り方について、利益者還元、債務の早期・確実な返済等の観点から検討
- 高速道路会社との協定等について、変更の際にホームページ等で公表されている内容、変更理由及びその考え方が分かりにくいことから、その内容、理由等を国民に分かりやすく公表

① 勧告の方向性

各主務大臣は、各独立行政法人の中期目標期間終了時に、必要性、有効性、適切性、効率性、質の向上等の観点から組織・業務の全般にわたる見直しを行います。その際、政独委は主要な事務・事業の改廃に関する指摘を「勧告の方向性」という形で取りまとめ、各主務大臣に通知しています。

今年度は、平成24年度末に中期目標期間が終了する27の独立行政法人等を対象に、(1)法人のミッションを踏まえた事務・事業の見直し、(2)業務実施体制の見直し、(3)その他の見直し等に関して、合わせて209の指摘を取りまとめ、主務大臣に通知しました。

個別意見の具体例

日本芸術文化振興会(文部科学省所管)

伝統芸能の伝承者の養成研修及び既成者研修(既に歌舞伎俳優等になっている若い人達を対象とした研修)の実施については、年度計画を達成していない項目があるにも関わらず、それらの項目について、未達成の原因・理由をどのように評価したか明らかにされていない。今後の評価に当たっては、目標を達成していない項目の原因・理由を明らかにした上で、その妥当性について評価を行うべき。

農業生物資源研究所(農林水産省所管)

放射線育種場の依頼照射については、現行中期計画等において、照射料金の見直しや他の独立行政法人・国立大学法人からの依頼に対する有料化の検討を行うこととなっているが、その検討状況について、評価結果において言及されていないことから、今後は検討状況をフォローアップし、その結果を評価において明らかにすべき。

② 二次評価

毎年度及び中期目標期間終了時に、各府省の独立行政法人評価委員会は、各法人の業務実績について評価(一次評価)を行います。政独委は一次評価について、客観的かつ厳正な実施を確保するため、府省横断的な視点から厳格な評価(二次評価)を行い、各府省評価委員会に意見を通知しています。

今年度は、平成23年度における全104法人の業務実績評価について、内部統制の充実・強化等を重点事項として評価を実施するとともに、自然災害等に関するリスクへの対応状況について、参考となる法人の自発的取組等について取りまとめました。

また、各府省評価委員会に対して、評定や評価の理由・根拠についての説明が不明確等であるため、分かりやすい評価を行うべき等、合わせて54事項について個別に改善の必要性を指摘しました。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による

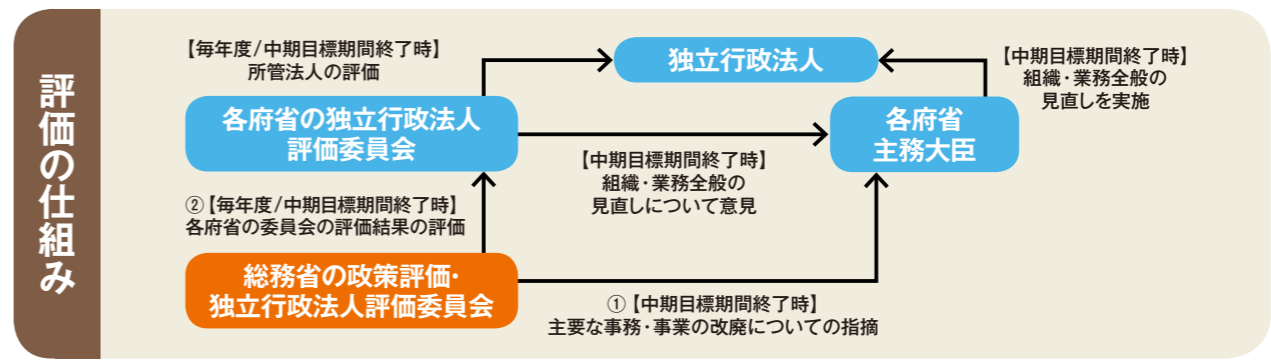
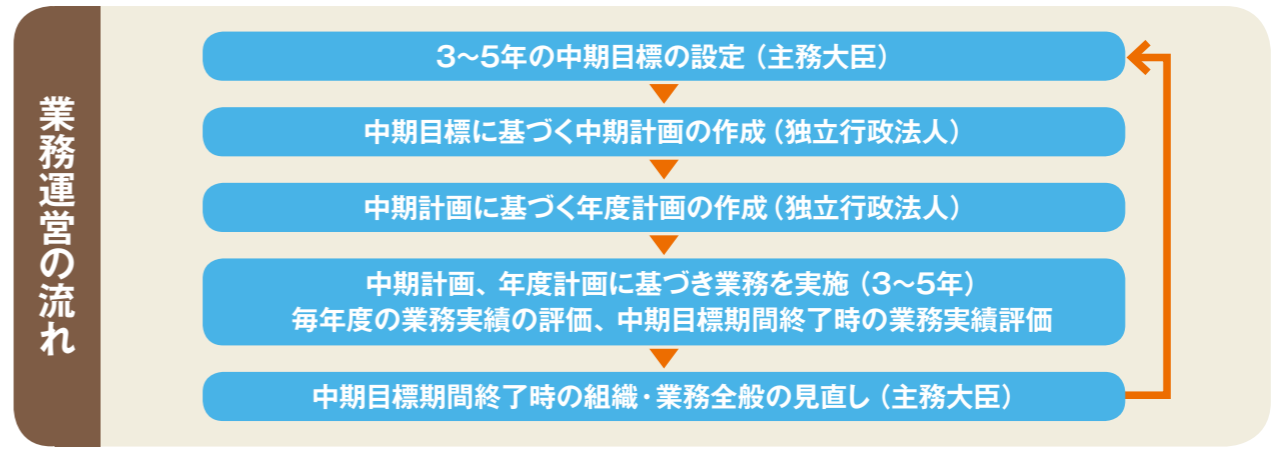
独立行政法人評価



独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の業務実績を評価し、必要に応じて勧告を行います。

独立行政法人制度は、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないものの民間に委ねると実施されないおそれのあるものなどを実施させるための仕組みです。平成25年2月現在、全部で102法人があります。

この独立行政法人については、業務の適正な運営や質の高い行政サービスを確保するために、第三者機関である各府省の独立行政法人評価委員会と総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による評価が行われています。



# 地域メッシュでみる 日本のすがた 人口の分布が詳細にわかります

～平成22年国勢調査に関する地域メッシュ統計～

総務省統計局では、平成22年10月1日に実施された国勢調査の結果を地域メッシュ別に編成した結果を公表しています。

地域メッシュ統計の結果を地図上に表すと…

約1km四方の区域に分けたメッシュ別の結果を日本地図の上に表すと、地域の実態を同じ基準（面積）で詳しく把握することができます。

図1は、平成22年国勢調査に関する地域メッシュ統計の人口総数を色分けしたものです。

赤や茶色の部分が人口が集まっている地域です。関東大都市圏、中京大都市圏、京阪神大都市圏や、各都道府県庁のある市周辺などに人口が集中していることがわかります。

図2は、図1と同じように約1km四方に居住している男性と女性の数を比べて、男性が多いメッシュを青、女性が多いメッシュをピンク、同数となったところを黄色で色分けしたものです。

地域メッシュ統計ってなに？

地域メッシュ統計とは、緯度・経度に基づき地域を隙間なく網の目（メッシュ）の区域（約1km四方の基準地域メッシュ等）に分けて、それぞれの区域に関する統計データを編成したものです。

図1 平成22年国勢調査に関する地域メッシュ統計地図 ～人口総数～

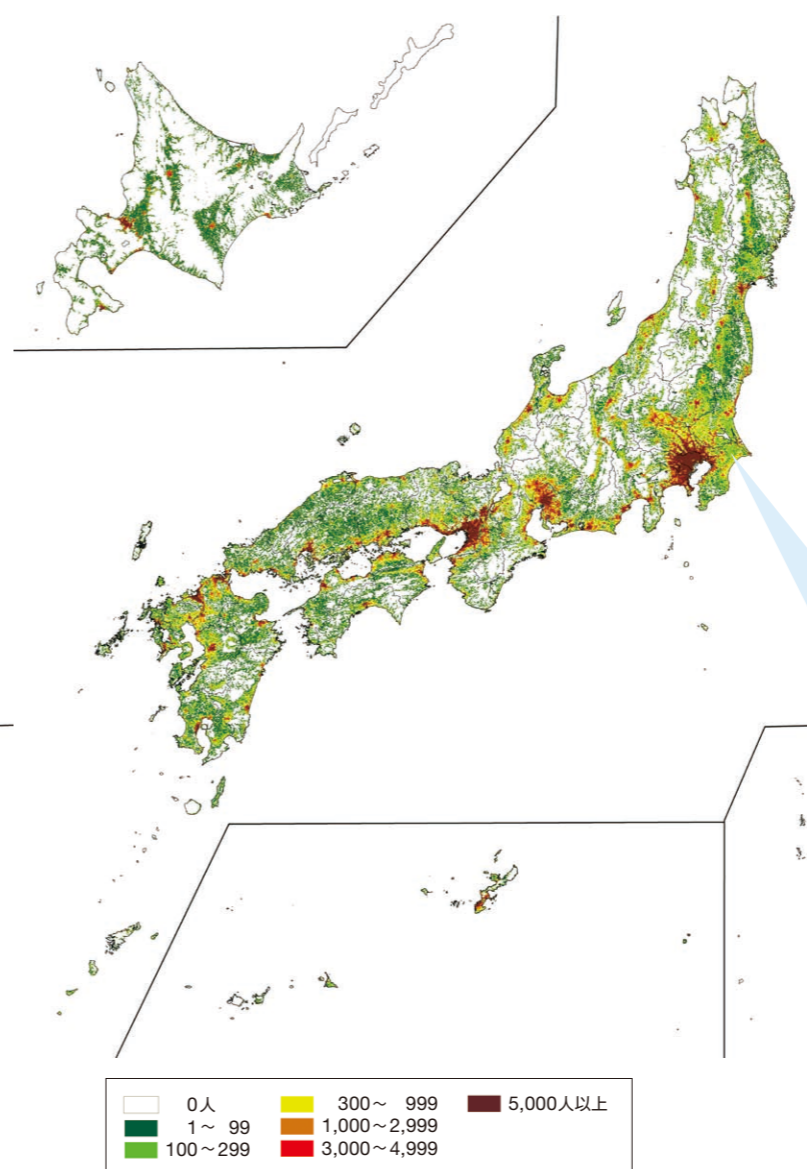
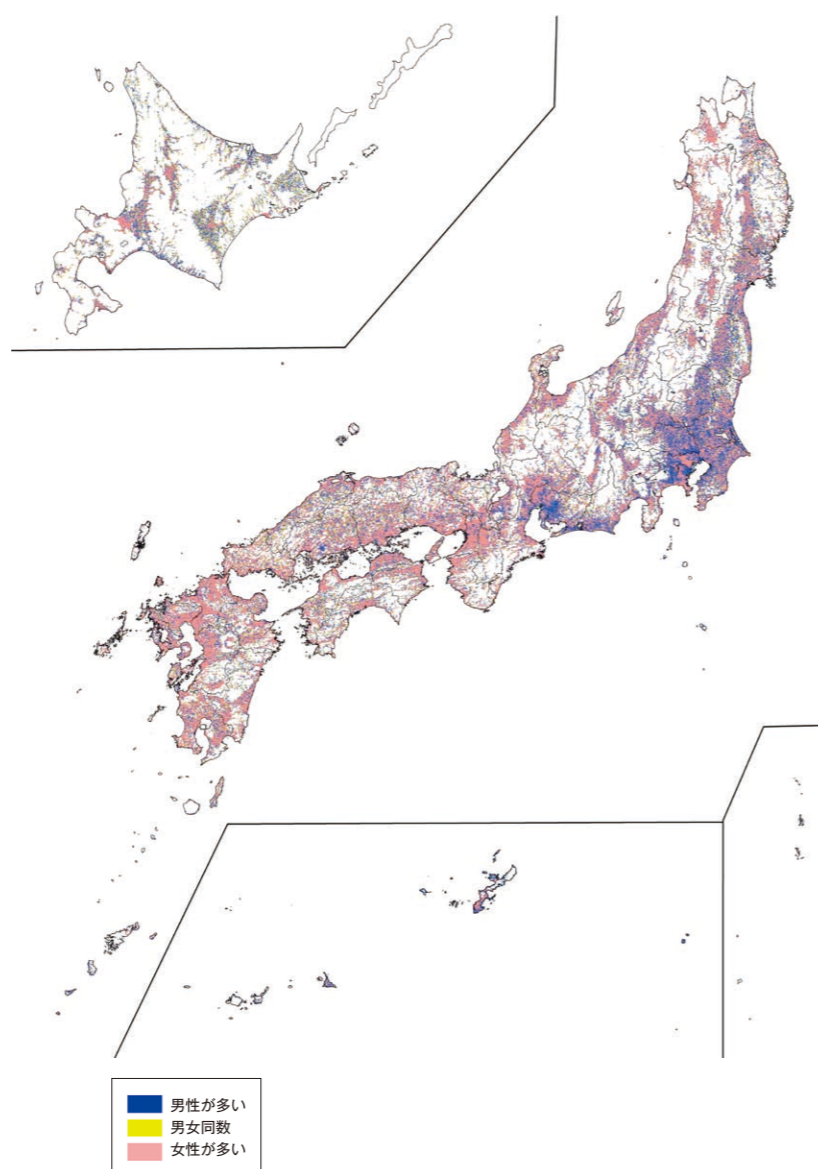


図2 平成22年国勢調査に関する地域メッシュ統計地図 ～人口性差～



北海道では、男女差がそれほど目立ちませんが、東北地方の太平洋側、関東地方、東海地方は男性が多いメッシュが多いメッシュが目立ちます。

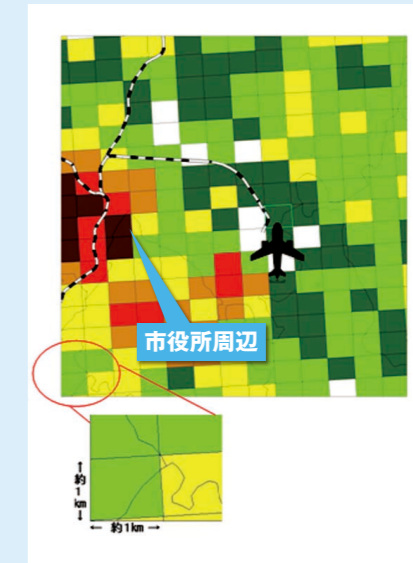
地域メッシュ統計の結果データは、「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（<http://www.e-stat.go.jp/>）の「地図で見る統計（統計GIS）」からダウンロードできます。また、地図と組み合わせた結果の閲覧も可能ですので、ぜひご利用ください。

地域メッシュ統計について、詳しくは総務省統計局ホームページをご覧ください。

地域メッシュ統計

検索

<http://www.stat.go.jp/data/mesh/index.htm>



千葉県成田市にある成田国際空港周辺を拡大しました。人数により色分けした約1km四方の区画ごとの状態がよくわかります。



## 在外選挙人名簿への登録申請方法

申請者本人または申請者の同居家族等が直接、お住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館の窓口にご申請してください。

- 申請書は日本大使館や総領事館の窓口にあります。また総務省のホームページでも入手できます。

### [注意事項]

- 海外への転出時には、お住まいの市区町村において転出届を提出する必要があります。
- 申請書には、日本での最終住所地と本籍地を記入する必要がありますので、事前にご確認ください。
- 登録申請をした市区町村の選挙管理委員会から、領事官を経由して在外選挙人証が交付されます。在外選挙人証は、投票する都度提示していただくものです。大切に保管してください。
- 一時帰国して転入届を提出して、再び海外に転出した場合には、転入届を提出して4か月を経過した時に在外選挙人名簿から抹消されるため、あらかじめ在外選挙人名簿への登録申請が必要です。

### [申請時に必要となるもの]

#### 申請者本人が申請する場合

- ① 旅券（パスポート）
- ② 領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日から、登録申請日まで居住していることを証明する書類（住居の賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、住所が記載されている電気・ガス代の領収書など）

#### 同居家族等を通じて申請する場合

上記①・②に加えて次の③・④が必要です。

- ③ 申請を行う同居家族等の方の旅券（パスポート）
- ④ 申出書（あらかじめ、申請者本人が、この「申出書」と「在外選挙人名簿登録申請書」に署名する必要があります。）

外国においても日本の国政選挙に投票ができます

## 「在外選挙制度」をご存知ですか？

投票のために「登録申請」をしましょう

「在外選挙制度」で、外国においても衆議院議員および参議院議員の比例代表選挙、選挙区選挙に投票することができます。

海外で投票するためには、お住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館（出張駐在官事務所を含む）を通じて、最終住所地または本籍地の市区町村選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録を申請する必要があります。

登録された方には、投票に必要な「在外選挙人証」が、申請先の市区町村選挙管理委員会から日本大使館・総領事館を通じて交付されます。

## 在外選挙の投票方法

3つの投票方法により投票できます

### 海外で投票する場合

最寄りの日本大使館・総領事館で在外公館投票が実施されるか否かについては、直接お問い合わせいただくか、外務省のホームページでご確認ください。

#### 在外公館投票が実施される場合

「在外公館投票」と「郵便等投票」のどちらかを選択して投票できます。

#### 在外公館投票

直接日本大使館・総領事館（出張駐在官事務所を含む）に向いて、在外選挙人証と旅券等の身分証明書を提示して投票する方法です。

#### 在外公館投票が実施されない場合

「郵便等投票」を行うことができます。

#### 郵便等投票

登録先の選挙管理委員会に対して、投票用紙等の交付請求を行い、入手後に投票用紙等に記載の上、再び登録先の選挙管理委員会へ郵送することにより投票する方法です。

### 日本国内で投票する場合

旅行等により一時帰国した方や帰国直後で転入届を提出して3か月を経っていない方（選挙人名簿に登録されていない方）は、在外選挙人証を提示して、日本国内で投票することができます。

#### 日本国内における投票

- 期日前投票
- 不在者投票
- 投票所における投票

### 海外に3か月以上お住まいの方

住所を管轄する日本大使館・総領事館の管轄区内に引き続き3か月以上お住まいの方

### 日本国籍をお持ちの方

### 在外選挙人名簿の登録資格

申請時に3か月以上住所を有している必要はなく、在留届の提出と同時に申請することができます。この場合、領事官が3か月以上住所を有していることを確認した後、市区町村選挙管理委員会において在外選挙人名簿に登録されます。

### 年齢が満20歳以上の方

みんなで徹底しよう  
「三ない運動」

贈らない! 求めない! 受け取らない!

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

秘書等が代理で出席する場合の結婚祝



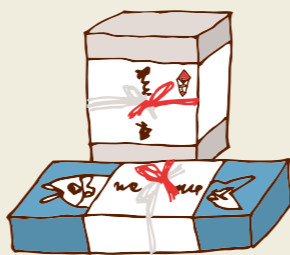
病気見舞



地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入



お歳暮・お年賀



お祭りへの寄附・差入



入学祝・卒業祝



町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入



葬儀の花輪・供花



落成式・開店祝等の花輪



秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典



# 政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

## ※「公民権停止」とは?

選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加等が禁止されること。

年度末は何かと贈り物や祝い事をする機会の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることとは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。下記の1から4まで及び6の項目によって処罰されると、<sup>\*</sup>公民権停止の対象となります。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

## 政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、お金のかからない選挙を実現するために寄附禁止のルールを守りましょう

### ④ 後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、花輪・供花・香典・祝儀や、これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

### ⑤ 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状等の時候のあいさつ状（電報等も含む）を出すことは禁止されています。

### ⑥ あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等に出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

### ① 政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

● 政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は、禁止の対象から除かれます（政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります）。

● 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典は違法ですが、罰則の対象からは除かれています（選挙に関してなされた場合や、通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます）。

### ② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

### ③ 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

● 政党その他の政治団体またはその支部に対するものは除かれます。

流山おおたかの森駅周辺では、有機野菜や手作り食材が並ぶ「森のマルシェ」が開催されている。



市民の憩いの場となっている利根運河。利根川から江戸川への水運ルートとして明治時代には隆盛を誇った。



明治から大正時代にかけて商業の中心として繁栄を築いた流山本町界隈では、歴史的建造物を活用したまちづくりを行っている。



地方のかがやき

千葉県

# ながれ やまし 流山市

徹底したマーケティングで子育て世代が住みたくなるまちへ

豊かな森に抱かれた、都心近郊のベッドタウン。そこでは、子育て世帯が安心して暮らせるよう、ターゲットを絞ったマーケティングによる画期的なサービスを行っています。

撮影：宇賀神善之 写真提供：流山市



おおたかの森送迎保育ステーションを利用する元気いっぱいの子どもたち。



千葉県  
流山市

都心から一番近い  
森のまち

千葉県の北西部、江戸川を隔てて埼玉県との県境に位置する流山市。市内に5つの鉄道路線を有し、中でも、平成17年8月に開業したつくばエクスプレスを利用すれば、東京の秋葉原まで約20分で行くことができるなど、交通の便に恵まれています。しかも、市内にはオオタカをはじめとした貴重な生態系が残る豊かな森が広がっており、首都圏に通勤する人々に人気のベッドタウンとなっています。

DEWKS世帯を  
呼び込む  
シティプロモーション

そんな中、流山市が最も誘致に力を入れているのが、「DEWKS」と呼ばれる、夫婦共働きの子育て世代です。平成16年に市役所にマーケティング課を設置し、「母になるなら、流山市。」をキャッチフレーズに、子育て世帯が何を求めているのかを徹底的にリサーチし、子育て支援や住環境、教育環境の充実など、DEWKSにターゲットを絞ったブランディングに取り組んできました。その結果、それまで団塊の世代が多数を占めていた市の人口構成は、現在は30〜40代の子育て世代がトップとなっています。

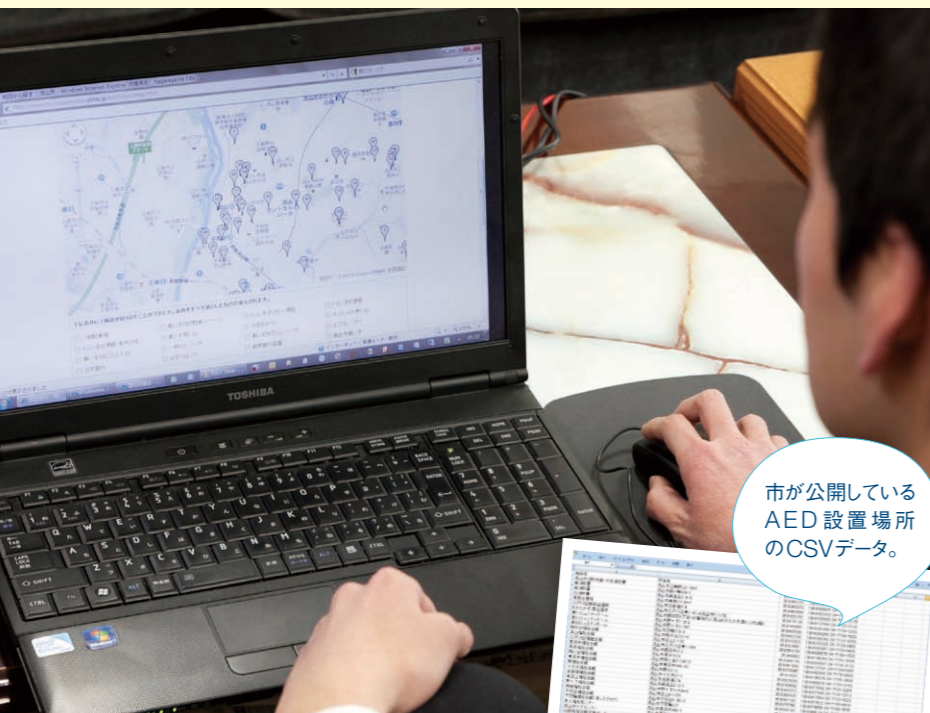
今後は、これらの子育て世代が、その子どもたちの世代、孫の世代まで流山市に住み続けたいと思ってもらえるよう、市民が誇れるまちに向けての都市ブランディングとプロモーションを進めていきます。

CITY PROFILE

人口：167,973人（平成25年2月1日現在）

面積：35.28km<sup>2</sup>

HP：<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/>



市が公開したデータを活用して、民間の力で様々な製品、サービスを開発し、市民の利便性向上と産業活性化を図るのが狙い。

市が公開しているAED設置場所のCSVデータ。



公開されているデータの緯度経度を活用し、AED設置場所を地図上にマッピングした例。

## 地方力 2 行政情報を未来へ活用! オープンデータ トライアル

流山市では、若い世代の人口の増加とともに、ICTを活用した行政の「見える化」に取り組んでいます。その一つが「オープンデータ」。これまで行政だけで活用されていたデータを一般に公開し、民間のデータと合わせることで、新たな産業の創出を目指すものです。

年10月の公式サイトリニューアルを機に、市と市議会の「オープンデータトライアル」をスタートしました。現在、防災関連情報や地域別・年齢別人口、公共施設や観光スポットの所在地などを公開しています。総務省が設立した「オープンデータ流通推進コンソーシアム」にも市と市議会が参加しており、今後、データの公開によって何ができるか、webアプリコンテンツを企画して検討を進めていく予定です。



## 地方力 1 待機児童ゼロを目指す! 送迎保育ステーション

送迎保育ステーションは、自力で歩くことができる子どもから利用可能。現在、180人が登録し、常時90人が利用している。

市内2カ所の送迎保育ステーションは、どちらも市内全域をカバー。1時間以内でスムーズに送迎可能な5つのバスルートを設定している。



送迎保育ステーションは18時までだが、この施設は保育園の分園機能も持ち、21時まで別料金で延長保育を行っている。



夕方16時45分、市内数カ所の保育園を回ったバスが、子どもたちを乗せて戻って来ました。ここは、流山おおたかの森駅前の「送迎保育ステーション」。市内全域22カ所の公立・私立保育園をネットワークし、バスによる各保育園との送迎サービスを行っています。このサービスを利用して、自宅から遠い保育園でも、駅までの送り迎えで子どもを預けることができ、待機児童解消の一端を担っています。17時頃から、続々と仕事帰りの保護者たちが迎えに来ま

す。「仕事柄、朝が早いのでとても助かっています。子どもも、他の園のお友だちとバスに乗るのが楽しいみたいです」と、保護者の方。利用者の満足度も高く、総務省の「市町村の活性化施策77事例」の一つにも選ばれています。現在、2カ所で保育園の新設も進めており、将来的には待機児童ゼロはもちろん、復職を検討している人も視野に入れ、さらに子育てにやさしい仕組みづくりを行っています。

## 安心安全で便利な 子育てコミュニティを目指して

おおたかの森ナーサリースクール 園長 篠塚愛真さん

流山市から委託を受け、送迎保育ステーションを運営しています。一番気をつけているのは、安心、安全であること。とくに送迎時は、ステーションからバス内、各保育園の入り口まで、必ず複数人のスタッフが付き添って、事故やケガがないよう細心の注意を払っています。また、スポット利用の方も含め、すべてのお子さんと保護

者の方の名前と顔を覚え、きめ細やかなケアができるよう心がけています。保育園も年齢も違うお子さんが集まる送迎保育ステーションでは、大家族の兄弟姉妹のように、自然と年上の子が年下の子のお世話をしたり、仲良く遊んでいたります。子どもたちの成長にはいつも驚かされます。それに負けないよう、市と連携し

ながら、市民に信頼されるサービスを提供していきたいです。



平成19年7月からスタートした送迎保育ステーション。発足時からのスタッフも数多い。

制作:財団法人日本防火・危機管理促進協会 後援:消防庁 全国消防長会

春

の全国火災予防運動

3月1日～3月7日

消すまでは

出ない行かない

離れない



備えよう!  
住宅用  
火災警報器

剛力彩芽

宝くじは、  
地方自治体の公共事業等に  
幅広く使われています。

宝くじの収益金は、  
病院や検診車、図書館や動物園、  
災害に強い街づくり、緑あふれる公園、美術館など、  
皆様の暮らしに役立てられています。



財団法人 日本宝くじ協会